

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 372

2018年(平成30年)2月25日発行

発行所:自由同和大阪府本部事務局
 堺市堺区後藤町西1丁目番22号 三徳ビル3F
 電話(072)224-1111
 発行人:阪本孝彦
 定価:1部500円(年間6000円(送料込み))
 版 込:三菱東京UFJ銀行堺支店(替)0016138

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

平成30年度大阪府同和問題関連部局との協議



大阪府同和関連部局との質疑応答

平成30年1月24日(水)午後2時より大阪府咲洲庁舎1階会議室に於いて、平成30年度大阪府同和問題に係る関連部局との協議が開催された。

阪本会長の挨拶、大阪府を代表して里中人権局長の挨拶の後、各関連部局より順次回答がありました。

その後、質疑に移り「児童虐待の件数やNPO法人の関わり方及び大阪府警との連携状況」「府内の児童相談所(府内6か所)で対応できているのか、ケースワーカーの人員不足という声も聞くか?」「どのような状況なのか」「中小零細企業の支援に於いて、申し込みやすさ(返済の条件変更)の相談窓口(サポート)はあるのか、小規模事業資金が利用できないのが現実なので、如何なものか」「奨学金の貸与で勉強はできるが、アルバイトで生活レベルを維持できない学生への支援はできないものか」など活発な意見がされ、約新する場面もありましたが、時間的制約もあり後日回答になる質問もありました。

今後、積極的に同和問題の完全解決並びに、人権問題の解決のための施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向け努力することを確認し終了しました。

松井一郎知事の決意表明

皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。

大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会提言や平成28年12月に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいいただきながら、同和問題の解決に向け、取組みを進めているところであります。

今後とも「大阪府人権尊重の社会づくり条例」で示された「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」を目指して取り組んでまいります。

2-(1)

基本要約

「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立により新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

府民文化部人権局人権擁護課
 大阪府では、同和問題の解決に向け、これまでから人権意識の高揚を図り、人権擁護を進めるための「大阪府人権施策推進基本方針」や、人権意識の高揚のための取組みを具体化する「大阪府人権教育推進計画」に基づき、「総合相談事業交付金」や「人権相談・啓発等事業」の実施など相談体制の充実や教育・啓発に取り組んできました。今後とも、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、必要な工夫・改善を断らしながら、同和問題の解決に向けて取り組んでまいります。

2-(2)

「大阪府同和問題解決推進審議会」のより一層の充実を図られたい。

府民文化部人権局人権擁護課
 大阪府同和問題解決推進審議会は、平成13(2001)年の大阪府同和対策審議会答申で示された同和問題の解決のための重要事項について調査審議する知事の附属機関として、大阪府同和対策審議会を改組し、平成14(2002)年度に設置したものです。

今後とも大阪府同和問題解決推進審議会の御意見を伺いながら、効果的な取組みの推進に努めてまいります。

2-(3)

昨年度、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

府民文化部人権局人権擁護課
 簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律の制定については、今後の人権擁護施策を総合的に推進し、人権が尊重される豊かな社会の実現を目指していくうえで大変重要なものであると認識しています。

このような観点から、大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪府の三者、都府県や政令市が参画している「全国人権同和行政促進協議会」及び「全国知事会」の要望により、様々な人権侵害による被害者を救済するための実効性のある法制度を早期に確立するよう、国に求めてきたところであります。

引き続き、人権侵害の救済に関する法制度が早期に確立されるよう、国に要望してまいります。

2-(4)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成28年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

また、国の機関である法務局とどのような連携が行われているか明らかにされたい。
 府民文化部人権局人権擁護課・教育庁人権教育企画課

平成28(2016)年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ23件(大阪府教育庁・大阪府分を除く。)であり、内訳は、電話が8件、書置きが7件、貼紙が4件、投書が2件、その他が2件です。

また、大阪法務局との連携については、大阪府の人権相談窓口で人権侵害事象の相談があった場合、救済のため、相談者を法務局へつないだり、インターネットへの差別書き込みの通報等があった場合、その内容を確認の上、必要に応じて、法務局へ削除要請を行うなど対応を図っています。今後とも、引き続き、連携してまいります。

平成28(2016)年度に大阪府教育庁が把握した部落差別事象は2件です。そのうち、公立学校(大阪市立を除く)は2件であり、内訳は中学校が1件、高等学校が1件で、内容はともに発言です。私立学校は0件でした。

2-(5)

「大阪府人権教育推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。また、職員の認知状況についても明らかにされたい。

府民文化部人権局人権教育企画課
 大阪府では、「大阪府人権教育推進計画」(平成17(2005)年3月策定、平成27(2015)年3月改定)に基づき、人権研修の推進や人権教育を担う人材の養成、今後の人権教育に必要となる参加・体験型学習教材の開発・作成、情報の提供等に取り組んでいるところであります。

なお、本計画については、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて職員へ情報提供するとともに、人権局のホームページにも掲載し、その周知に努めています。また、毎年度、人権教育・啓発施策の実施状況を人権白書として取りまとめ、その作成を通じて関係課への周知も行っています。

今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」の実現に向け、効果的・効率的な施策の実施に努めてまいりたいと考えています。

2-(6)

人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する平成28年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実が図られたい。

府民文化部人権局人権教育企画課
 人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要であると考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設け、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況を人権白書として毎年度取りまとめるなど、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところであります。

今後とも、各部局等と連携しながら、人権教育・啓発の取組みを推進してまいります。

人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニーズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28(2016)年度から、政令市も交付対象としたところであります。

平成28(2016)年度の総合相談事業における市町村(政令市を含む)の相談件数は、47,669件となっております。

1頁から続く

また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。

加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、NPO等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。

今後とも、市町村等と連携し、大阪府内の人権相談機能の充実を努めてまいります。

2-(7)

職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課 教育庁教育振興室高等学校課
人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められるものと考えています。

職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しており、さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができる「参加・体験型人権教育教材」を整備する等、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところです。

今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。

教職員に対する人権研修については、大阪府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、人権に関するさまざまな研修を実施し、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実を図っております。

2-(8)

同和問題解決のため、府民に対して行っている啓発事業の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課 人権推進課
大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権情報ガイド「ゆまにでなわ」を毎年度作成しています。

「ゆまにでなわ」は、市町村等の行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場等で啓発用資料として活用されています。加えて、街頭啓発や各種イベントでの配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、府民に対する周知及び啓発に努めています。

また、「大阪府部落差別事案に係る調査等の規制等に関する条例」については、ホームページによる広報やパンフレットの配付により条例の周知・啓発に努めています。さらに、毎年10月を条例啓発推進月間と位置付け、広報誌での情報提供や公共施設・府内主要駅等での啓発ポスターの掲出等、重点的に啓発に取り組んでいます。

今後とも、関係部局等と連携の下、内容の充実を努めるとともに、市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

2-(9)

安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室労務政策課
平成26(2014)年度に大阪府同和問題解決推進協議会で報告した「国勢調査を活用した実態把握」によると、失業率の高さ、不安定就労など労働力の課題が残されています。

大阪府としては、こうした状況を踏まえ、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を促し、不安定な就労状態をはじめとする課題の解決に向けた施策を進めるといった認識をもち、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行うなど、雇用・就労が困難な状況に置かれている就職困難者に対する雇用施策を推進しています。

今後とも、国や市町村と連携しながら、雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

就職差別の解消・公正採用選考制度確立に向けた施策については、大阪府労働局との共管事務である公正採用選考人権啓発推進員制度を軸として、大阪府としては、「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」を毎月実施しているほか、就職差別撤廃月間における啓発や「採用と人権」をはじめとする啓発冊子等の配布により、企業に対して公正採用選考ルールの周知等を行っています。

また、大学等や大阪府が関わる公的職業紹介機関における公正採用選考に反する問題事案を把握・集約するとともに大阪府労働局とも連携しながら、当該企業に対して改善を求めるなどの取り組みも行っているところです。

今後とも、関係機関とも連携を図りながら、企業はもとより求職者側にも、より効果的な公正採用選考ルールの周知等に努めてまいります。

2-(10)

自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。

商工労働部中小企業支援室経営支援課
自営業者をはじめとする中小零細企業への支援策としては、現下の厳しい経営環境を踏まえ、商工会・商工会議所における経営相談や、(地方独立行政法人)大阪産業技術研究所における技術支援、制度融資などの資金支援、「MORIO」(ものづくりビジネスセンター大阪)における製造業に対する総合的な支援など、経営・技術・資金の面から、様々な支援を行っているところです。

今後とも、府内中小企業等との双方向コミュニケーションを通じて様々なご意見やニーズをお聞きしながら、自営業者等の経営の安定に向けた支援に努めてまいります。

2-(11)

人権センターなどの旧同和地区内施設が府民に開かれたコミュニティースペースとして活用されるための方向性や取り組みについて明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 政策企画部青少年・地域安全室青少年課
隣保館(市町村人権文化センター等)は、2001(平成13)年の大阪府同和对策審議会答申において「地域から人権尊重の『コミュニティづくり』を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される」とされ、国においては、2002(平成14)年4月に施行された「隣保館設置運営要綱」において「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の相談や人権問題解決のための事業を行う」とこととされております。

これらを受け、大阪府としては、隣保館に求められる役割について、これまで大阪府関係の隣保館職員研修会など、様々な機会を通じて周知してきたところです。

今後とも隣保館の状況を把握するとともに、地域社会の中で、開かれたコミュニティセンターとして、幅広く住民等に活用されるよう、市町に対して必要な指導、助言に努めてまいります。

各市町の青少年会館等については平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申において、「今後とも地域住民の自立を支援する拠点として活用するとともに、『コミュニティづくり』の観点から、同和地区内外住民の交流をより一層促進すべきである。」とされております。また、2008(平成20)年の大阪府同和問題解決推進協議会でまとめた「大阪府における今後の同和問題解決に向けた取組みについて」においても、これらの施設を活用したコミュニティづくり

等の取組みについて提言されているところです。

府といたしましては、平成22(2010)年4月施行の子ども・若者育成支援推進法の趣旨や、平成27(2015)年4月施行の、ひきこもりやニート等を含めた生活困窮者の自立の促進を図る生活困窮者自立支援法を踏まえ、市町、NPO等、関係機関による地域の支援ネットワークにおいて、青少年会館等が地域における青少年支援の拠点施設としてその機能を発揮していけるよう、市町等と連携した取組みを進めてまいります。

2-(12)

校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育庁 市町村教育室小中学校課 教育振興室高等学校課 人権教育企画課
「平成18(2006)年度大阪府学力等実態調査」の結果、対象地域に居住する児童生徒の正答率は大阪府全体の平均を下回っていること、無解答率は大阪府全体の平均を上回っていること、また、家庭学習習慣や生活習慣の定着に課題があることなどが明らかになっております。

これらの課題を解決するために、大阪府教育庁は、一般施策として平成20(2008)年度からは「少人数・習熟度別指導」の充実に取り組んでおります。あわせて、放課後等の学習の場を広げる「おおさか・まなび各事業」、授業改善を支援する「学習指導ツール開発実践事業」、学力向上に積極的に取り組む市町村や学校を支援する「市町村支援プロジェクト事業」等に取り組んでまいります。

平成22(2010)年度から3年間、全校的な組織体制を確立し、積極的に取り組む中学校に対して所要人員を配置する学力向上プロジェクト支援事業を実施し、加えて、平成23(2011)年度から2年間は、特に課題の大きな小・中学校に対し、大阪府教育庁と市町村教育委員会とが連携して直接支援活動を行う「学力向上重点校支援プロジェクト事業」を実施してきました。

平成25(2013)年度からは、学校全体で組織的に取り組む中学校に必要な人材を配置し、市町村教育委員会との連携のもと支援を行う「スクール・エンバウメント推進事業」を実施し、平成29(2017)年度からは、事業対象を小学校にも拡大しています。

生徒の進路状況につきましては、平成25(2013)年2月に「大阪府同和問題解決推進協議会」に報告した平成23(2011)年度実施の「行政データを活用した実態把握」によりますと、大阪市を除く市町立中学校卒業者の高校進学率は、対象地域では96.5%、市町全体では97.5%となっており、市町全体と比べると1.0ポイント低くなっております。また、大阪府立高等学校卒業者の大学進学率(大学+短大)については、対象地域では29.0%で、大阪府全体では52.4%となっており、大阪府全体と比べると23.4ポイント低くなっております。

大阪府教育庁としては、課題のある生徒に対して、学校が進路保障の観点からきめ細かな進路指導を行えるよう市町村教育委員会への情報提供及び支援に努めてまいりたいと考えております。

2-(13)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課
同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うエセ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならぬ重要な課題であると認識しています。

国においては、法務省が中心となり、「エセ同和行為対策大綱」の策定をはじめ、啓発映画の制作や講演会の開催、対応の手引の作成等の取組みがなされているところです。

大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「エセ同和行為対策関係機関連絡会」に参画する等、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、エセ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、エセ同和行為の排除に努めてまいります。

2-(14)

同和問題の早期解決に向けた地域の状況や事業の必要性的確かな把握をずる為の方策を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権推進課
大阪府では、平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申に示された課題がどのように推移しているかについて把握するため、数次にわたり、行政データを活用した実態把握や、国勢調査を活用した実態把握を実施してきました。

平成27(2015)年度には、これらの実態把握の結果について同和問題や差別論に詳しい専門委員からの意見聴取を行い、いただいた意見等から、教育や労働など旧同和对策事業対象地域における課題の推移について、一定のとりまとめができたものと考えております。

平成28(2016)年に施行された部落差別解消推進法において、国は地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うと規定されたところであり、今後、国が実施する調査に、大阪府として協力してまいります。

2-(15)

同和問題の早期解決のための総合調整機能を有する機関等のあり方について見解を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権推進課
平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申では「同和問題解決のための施策の推進にあたっては、各部署の有機な連携のもと、全庁的な取組みが必要」と示されており、大阪府ではこれまで、総合調整機能を有する組織として人権局及び人権教育企画課を設置するとともに、各部署に人権局兼務・併任職員を配置してきたところです。

今後とも人権施策の総合的な推進を図っていくため、兼務職員制度を活用し総合調整機能を発揮できるよう努めてまいります。

2-(16)

同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権推進課
平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申では、今後の同和問題解決のための施策の基本目標として「周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ること」が示されるとともに、平成20(2008)年大阪府同和問題解決推進協議会提言では、「府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた実効ある取組みを推進していく必要がある」と示されています。厳しい財政状況が続いていますが、今後とも大阪府同和問題解決推進協議会の御意見なども踏まえながら、同和問題・人権問題の解決のための効果的な取組みの推進に努めてまいります。

2-(17)

「不動産取引における土地差別調査」の実態と今後の取り組みを明らかにされたい。

府民文化部人権局人権推進課
大阪府では、差別につながる土地調査を防止するため、「大阪府部落差別事案に係る調査等の規制等に関する条例」の趣旨、目的等について、府主催の説明会の開催や業界団体等の研修会等の場において説明を行い、周知・啓発に努めてきたところです。

引き続き、条例の円滑な運用のため、あらゆる機会を活用して条例の周知・啓発に努めてまいります。